

平成28年度第4回長野県契約審議会

日 時 平成29年2月7日(火)
13時30分から16時00分
場 所 県庁議会棟 第1特別会議室

1 開 会

○事務局

それでは定刻になりましたので、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、平成28年度第4回長野県契約審議会を開会いたします。私は本日の進行を務めます会計局契約・検査課、企画幹の岡沢雅孝でございます。どうぞよろしく願います。それでは、お手元に配付いたしました次第に従いまして進行してまいります。

本日は9名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定により過半数の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをまずご報告いたします。また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますのであらかじめお知らせいたします。

なお、会議の終了時刻につきましては16時頃を予定しておりますので、よろしく願います。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様方へお願いがございます。本日の資料は今後の検討によりまして修正される可能性があるものですので、その点に十分ご留意をいただくようお願いいたします。

それでははじめに県を代表いたしまして、清水会計管理者兼会計局長からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○清水会計管理者兼会計局長

清水でございます。こんにちは。本日は委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところをご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今日の審議会ですけれども、長野県の契約に関する取組方針につきまして実施内容に一定の進展が見られましたことなどから、変更の素案をお示ししたいと考えております。ご審議いただければと思います。

それから建設工事、建設工事にかかる委託におきまして、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の見直し等につきまして、事務局の素案をお示ししたいと思います。これについてもご審議をお願いいたします。

この他庁舎等の清掃業務、警備業務における最低制限価格の導入、拡大状況等、6件の事項についてご報告をさせていただきたいと思っております。

大変限られた時間の中ではございますけれども、委員の皆様方の専門的な知識、ご経験をもとに忌憚のないご意見をいただきますことをお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつといたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、会議事項に入ります。会議事項の議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、碓井会長さんに会議事項の進行をお願いします。

なお、本日は審議事項としております取組方針の変更の素案につきまして、これにかかわる内容が報告事項にございますことから、報告事項を先に報告させていただきまして、その後、審議事項をご審議いただくという次第としておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、碓井会長さん、お願いいたします。

3 会議事項

(1) 報告事項

ア 前回審議会の主な意見について

○碓井会長

皆様、こんにちは。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議次第に従いまして、報告事項のア、「前回審議会の主な意見について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

1ページの資料1をご覧ください。前回、平成28年度第3回契約審議会の主な意見を整理したものでございます。

内容は、1、2ページに記載のとおりでございますが、対応案等の網掛けの部分につきましては、前回審議会で事務局から説明、回答したものに補足等を加えた項目でございます。このうち、前回ご審議いただきました「技術的難度の高い特殊な橋梁工事における特定建設工事共同企業体の導入について」の説明の中で、小林委員からいただきました「T P Pの対象となる契約の一般競争入札への参加要件として、過去の施工実績を求めることが許されるのか」というご意見につきまして確認いたしましたところ、T P Pでは、日本国内の機関との契約実績を求めること等はできないものの、その契約に不可欠の場合には、施工実績等を求めることができるとされておりますことから2ページの一番上に記載のとおり整理いたしました。

また、前回ご意見いただきました建設工事等にかかる項目につきましては、技術管理室からご説明いたします。

○碓井会長

では、お願いします。

○事務局

前回審議会の主な意見に対しまして各項目の対応案、資料1に記載のとおりになりますが、2点補足させていただきます。

中段の建設工事における品質の確保等を図るための取組、この中で、前回、藏谷委員より契約後確認調査において赤字、黒字の解釈についてご意見いただきました。

こちらにつきまして対応案となりますが、記載のとおり、工事内容や企業の施工体制等によって赤字・黒字の判断は異なることから、契約後確認調査においては、一般管理費を含み最終契約額に対して竣工時の実行予算が超過した場合は赤字と解釈しておりますが、これにつきましては、本日の報告事項の中で契約後確認調査の調査状況、この中でもう少し具体的に考え方を説明したいと思います。

また、最下段になりますが、適正な労働賃金の支払いを評価する取組の試行になります。こちらにつきましては記載のとおり、年度内に同方式の試行は18件を予定しております。1月末現在になりますが、このうち16件を公告済み、そして、この対応案の中には4件が契約と記載がございますが、本日までに9件が契約、または落札者が決定済となっております。そしてこの9件全てが今回試行の加点対象とした、適正な労働賃金の支払の項目につきまして誓約いただいた企業の受注となっております。

この試行につきまして、28年度につきましては、当初予算の早期発注等によりまして試行が遅れ遅れになりましたけれども、29年度につきましては当初予算により早期に試行対象工事を選定、より多くの工事で試行をしていきたいと思っております。

また、今年度の試行につきましては、大半が大規模な工事であるため年度後半となりますが、完了となった工区から順次検証を行ってまいります。以上です。

○碓井会長

よろしいですか。どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきましてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○湯本委員

それでは何点か。最後にご説明いただいた適正な労働賃金のお支払いを評価する総合評価落札方式の関係について、お聞きしたい。

今、経過等をご説明されて、その上でまた来年の考え方をお示しいただいているんですが、まず入札時点における評価についてお考えをお聞きします。

時期の遅れ等の部分については何回も説明いただいていることです。その中で、応札者が少ないということが懸念されるというようなことも当初あったかと思うのですが、現状で誓約いただいているのは何件かわからないですけれども、9件のものについては、先ほど全部誓約されているというお話を受けたんですけれども、他の今まで落札した部分についての誓約状況、これをお聞きをしたいのと、それによって当初懸念されていた、応札者が少なくなってしまうのではないかということについての評価につい

てまずお聞きをしたいと思います。

○碓井会長

今の湯本委員の質問に対して事務局からお願いします。

○事務局

9件が契約、または落札となっておりますが、この9件全ては誓約いただいた企業で、全部の延べの応札者の状況になりますが、これは0.5点対象としておりますけれども、9割超えの企業が申請いただいております。

また、応札の参加者数になりますが、多い工区で13者、少ない工区では3者となっております。平均では、7～8者程度になっております。

○碓井会長

次の質問をお願いします。

○湯本委員

応札者数的にはまた経過からすると特に少ないとか、そういう評価はどうでしょうか。

○事務局

長野県の1年間の工事の平均応札者数は10.8者です。それから比べて若干下回るものと思います。

○碓井会長

では次をどうぞ。

○湯本委員

それでちょっと細かいことで申しわけございません。これは審議会のほうに提示はされていないものなのですけれども、公告と同時に入札の要綱が示されております。その要綱にいろいろ書いてありまして、これは発注者側の考え方によるのですけれども、調査について、「調査するときは」とか、あるいは詳細な調査の部分については「必要があるときは」というような表現になっていまして、これを読む限りは、応札者あるいは受注者に対して全てを調査するとかそういった感じではなく、発注者側の思いでこの調査ができるような表現になっているんですけれども、ここら辺はどういうお考えなのか、お聞きしたい。

それと、先ほど応札者数の話を申し上げたんですけれども、若干少ないというような状況もあるのですけれども、そうしたこの要綱に対して、公表されている中にはないと思うのですけれども、これに関して応札者が質問したというものはあるのでしょうか、この要綱とか、あるいは入札そのものに対して質問等は具体的にあったのかどうか、その点をちょっとお聞きしたい。

○確井会長

事務局、お願いします。

○事務局

皆さんのお手元に昨年度の審議会の試行の要領がなく、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、まずこの試行では企業の、まず土木の工事につきましては2次下請の制約、それから設計労務費と標準見積書、こういったものも出していただきますので、その時点で労務費を確認します。これは必要に応じてというものではなくて労務費を確認いたします。それから見積額、企業から出された見積額と契約額、また支払われた請負代金、これも比較いたします。そして、先ほど言われた必要に応じてというものは、これは設計労務費と見積書、または契約書、この金額が大幅に相違があった場合には、実際の作業員数ですとか内訳まで確認していくという、そういったところが必要に応じてというものになります。または下請110番でございますが、下請け企業からのそういう通報等があった場合には、さらに詳細なものを確認していくというものになります。ですから、この取り組みにつきましては、設計労務費と標準見積書や見積額、契約額、こういったものは全て確認するものであります。

それから公告の際の質問ですが、これにつきましてはすみません、発注機関が直接になりますので、質問があったかというのは具体的などころは、申しわけありません、把握しておりません。

○確井会長

湯本委員、よろしゅうございますか。

○湯本委員

いずれにしても、この調査は全部ということだと思わすけれども、この詳細の部分については、ある程度フリーハンド的な部分があって、発注者側が必要性を判断して、賃金支払いの実態調査が行われるということですよ。その辺の、ある程度の指標、どのくらい差があればという基準は、ある程度固定的に持っていたかと思うので、あまり差がないように、一定のルールに基づいて必要があるときは調査をしていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

○確井会長

今の確認なのですが、委員のご発言の趣旨としてはわかりますが、それは内部的に目安をつくっておけばいいという意味でしょうか、それとももっとオープンな何かが必要というようなことでしょうか。

○湯本委員

その辺は難しいとは思わすけれども、一つのルールとして内規等でこのぐらいの差があった場合については、この労務者の賃金の支払いの実態調査をするということをお決めになっていただきたいなということですよ。

○碓井会長

発注機関ごとにもあまりにも差が生ずるようでは合理性が疑われるかもしれない、これは内部的にご検討をお願いしましょうか。

はい、他に何か。

○湯本委員

もう1点だけよろしいですか。

今回の工事については全て土木工事ということで、建築工事が一つもないという中身になっております。私、建築の積算をした経過からすると、なかなか単価構成の段階においてこの賃金が、積算の中で個別に取り出せないという実態だというふうに理解しているのです。そういう意味からすると、件数的に一つも挙がらない理由はそこにあるのかなという気はしております。

端的にいうと、これだけもう時間が過ぎている中で建築が1件も挙がらないということがまず問題だというふうには申し上げたいのですけれども、ネックの部分が、私はそのところにあるのだろうというふうに思いますので、提案になってしまうのですけれども、土木と一体にこの建築工事をこの形式の中でやることは不可能だろうなというふうに思います。ですので、このところは仕切り直しといいますか、今の土木方式ではなくて違う方式でもいいですから、来年に向けてぜひ再度検討いただきたい、違う方法でもいろいろな方法があるとは思っています。

建築は特に下請、孫請、下請の階層が非常に下まで行っているという状況があって、この部分は大分取り出しにくい部分だと思います。そういったことを考慮しつつ例えば全体がだめであるのであれば、個別の業種ごとに取り出せるところがあるのであれば、そこを取り出してこの方式を採用するとか、何かそういう方法をとったほうが、現実味があるのではないかなという気がしますので、ぜひお願いしたい。

また、先ほど、今年の方では本来であれば40件という予定の中で動いていたものが、現状ではこういった件数になっている、建築も含まれていないということであり、先ほどの土木関係については、質問というのはなかったのかどうかわかりませんが、入札方式とすれば特に支障なく進んでいくわけですので、入り口部分の検証はできたかなというふうに思います。ぜひ来年は今年よりも多くの件数を発注していただきたいと思っておりますし、その中において、先ほど申し上げた建築についても、本来であるとそこところが実は一番のネックである、労働者とすれば一番厳しい部分でもありますので、その検証をするためにも、ぜひ建築のものをお考えいただければということをお願いしたい。

○碓井会長

事務局、何か。

○事務局

ご指摘、大変ありがとうございます。

まず件数の件でございますが、ある意味、私どもの準備が間に合わなくて目標とする数字が達成できなかったこと、改めてお詫び申し上げます。来年度に向けましては今年度実施しております、今、18件という段階ですが、それを倍増できるように取り組んでまいりたいと思っております。

もう1点、建築系の工事の話でございますが、ご指摘のとおり、土木系と建築系では業態と積算体系が異なりますので、今、アドバイスいただいたような事項を踏まえて柔軟に考えて前向きに取り組めるように、来年度、実施させていただきたいと考えております。以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。他によろしゅうございますか。

イ 庁舎等の清掃業務、警備業務における最低制限価格制度の導入、拡大状況について（取組番号18）

○碓井会長

それでは、次のイ、「庁舎等の清掃業務、警備業務における最低制限価格の導入、拡大状況について」の報告事項に移らせていただきます。事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

資料2をご覧ください。3ページになります。

庁舎等の清掃業務、警備業務における最低制限価格制度の導入、拡大状況について、今年度、取組方針に記載してございます10番、18番、76番の取り組みが進みましましたので、その状況を報告します。

1の目的ですが、清掃、警備業務につきましては、業務委託の中でも人件費の占める割合が高く、契約内容が労働環境に与える影響が大きいと考えておきまして、ダンピング受注の防止、適正な利潤、担い手の中長期的な育成を実現するために、2に記載してあります取組を行っていくものです。

2ですが取組内容、方法ですけれども、予定価格の算定を国土交通省の労務単価を適用し、統一した積算基準により計算して予定価格を設定します。この適用を昨年度県庁、合庁などの比較的大きな施設を先行してやってきたのですが、そこから本年度は一般競争入札で行うもののほとんどに拡大して、そこに最低制限価格を設定するという内容です。

3の導入状況でございます。最低制限価格の導入と、あと複数年契約の導入を表にして箇所数をあらわしております。表の上の部分、清掃業務におきましては、29年度予定の一般競争入札の対象施設、45件ございます。そのうち低入札価格調査を行います県庁はWTO案件になっておりますが、それが1件。それと、最低制限価格を設定する予定の案件はその他に42件ございます。今年度の28年が10件でしたので増加しております。

最低制限を導入しない2件につきましては、国の歩掛が適用外の病院、研修等の施設

で、これは独自の積算のため導入は当面できないと考えております。また、複数年契約につきましても、県庁・合庁の11カ所から2カ年契約で、今年度初めて導入する予定でございます。

警備業務におきましては、一般競争入札の対象施設16施設のうち、県庁・合庁など11施設で初めて最低制限価格を設定する予定であります。また、複数年契約につきまして更新となる11施設を、現在県庁・合庁が2カ年契約、それと県立図書館の1年契約、これを3年契約に期間を延ばしまして取り組みたいと考えております。これによってサービスの質の向上や雇用の安定がさらに促進されると考えております。

4の今後の取組ですけれども、これらの契約による受託者の方には賃金実態調査のご協力いただきながら、契約方法とサービスの質や労働環境の改善との関係で分析していきたいと考えております。

複数年契約につきましては、サービスの質の向上、雇用の安定に資する取り組みとして、次年度にさらに拡大をしていけるように検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○確井会長

はい、どうもありがとうございました。ただ今のご報告につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

○吉野委員

表の最低制限なしの2件については病院等とおっしゃったのだけれども、どういうものですか、歩掛適用外というのは。ちょっと教えていただきたい。

○事務局

国の歩掛が一般的な事務施設の清掃業務を対象としております。病院は清掃のレベルが違うので適用外というふうに表示されておまして、あともう一つの大きな施設というか研修施設というのは、1万平方メートルを超える大きな研修所が県で管理をしている施設があるんですが、国の歩掛もそういう大きなものは歩掛を設定しておりませんので、個別の見積り、あるいは今までの実績等を考慮して予定価格を設定しています。

○吉野委員

いわゆる歩掛適用なしというのは、そういう個別の、専門的なものだからということですか。個別にやらなければいけないという趣旨ですね。

○事務局

はい、そうです。

○吉野委員

わかりました。

○碓井会長

よろしゅうございますか。他にありますか。

○小林委員

低入札価格調査の中にあるWTO案件というのが金額的には幾らぐらいのものなのか、教えていただきたい。あと年間に、清掃業務以外でもWTO案件は何件ぐらいあるのか、大体の件数を教えていただければと思うのですが。

○事務局

WTOの対象ですけれども、建設工事以外ですと、物品その他のサービスにつきましては3,300万円からが対象となります。

それと件数につきまして、今、手元にあるものが古くて申しわけございませんが、26年度の発注件数の中でWTO案件は73件ございます。これは建設以外です。

○小林委員

工事はありますか。

○事務局

26年は建設工事は24億円が対象ですのでございません。

○碓井会長

よろしゅうございますか。はい、他にどうでしょう。

私から質問ですが、28年度はまだ終わっていないのですけれども、最低制限価格10件つけてあると書いてあるのですが、これで実際に引かかったものはあったのですか、なかったのですか。

○事務局

最低制限を下回った応札ということですか。今、正確に数について把握してないのですけれども、幾つかの施設は失格になった応札がございました。最低制限価格を下回る札が入っております。

○碓井会長

はい。ほかに何かございますか。

○小澤委員

基本的な質問で恐縮なのですが、この国土交通省の保全業務労務単価ですが、これは地区別になっていて長野県は新潟地区ということでよろしいのでしょうか。

○事務局

労務単価はそうです、全国を9ブロックに分けて労務単価を設定しておりまして、長

野県の場合は新潟地区を使うというふうに考えております。

○小澤委員

わかりました。ありがとうございました。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

ウ 業務委託、役務の提供及び物件の借入れにおける地域要件の設定について

○碓井会長

それでは、続きまして、ウの「業務委託、役務の提供及び物件の借入れにおける地域要件の設置について」、事務局からお願いいたします。

これは報告事項としてここで登場させておりますが、後ろのほうの取組方針の変更の対比表をご覧くださいながらご説明いただくとわかりやすいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

4ページをご覧ください。こちらは取組番号の55番、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、地域要件等の設定方法について検討するとして途中で検討してきたものでございます。

検討の内容につきましては、先ほど碓井会長からもお話ありました、取組番号49番で既に実施している取り組みを拡大するというところで考えてまいりました。

取組方針の7ページ、県内の中小企業の受注機会の確保が図られること、49番、清掃の請負及び物件の買入れにおいて、一般競争入札及び公募型見積あわせで、地域要件を設定し、印刷業務については「県内本店」とし、製造の請負（印刷業務を除く）及び物件の買入れについては「県内の本店、支店、営業所」とするとして途中で、今回、この内容を拡大して取り組んでいくということで考えてまいりました。

取組の概要は、資料4ページ、1の概要にありますように、業務委託、役務の提供及び物件の借入れの一般競争入札において、県内中小企業の受注機会の確保のため、地域要件を設定するというものです。

検討の中で現状を調査しましたところ、2の現状にありますとおり、業務委託、役務の提供及び物件の借入れにおける一般競争入札の地域要件の設定については、要領等で定めた統一した取り扱いはなく、予算執行者の裁量により案件ごとに設定している状態でした。また契約実績を調べましたところ、3に掲載のとおり、委託業務で県外事業者が受注した案件は、専門的な調査、研究に係る業務等で、実施可能な県内事業者がいない場合や複数の参加が見込めない場合となっておりまして、下段の物件の借入れにつきましては、県内事業者が受注した案件は、借り入れ台数が多い事務用パソコンを発注した案件となっておりまして、

これらの現状と実績を踏まえまして、一般競争入札における地域要件の設定基準につきまして業務委託、役務の提供及び物件の借入れにかかわる一般競争入札の実施要領を定め、その中で現状の取り扱いを明文化するという事にいたしました。

5ページをご覧ください。一般競争入札の実施要領の抜粋になります。

要領の中で事業者の所在地に関する要件の設定についての項目を設け、入札参加者の本店等の所在地に関しては「県内に本店、支店、または営業所を有する」ことを原則として、2項で適用しない案件を列挙することとしております。適用しないものにつきましては、1号、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の適用を受ける案件、これはいわゆるWTO案件になります。

2号以下は、専門的な調査、研究に係る業務など特殊な案件、総合評価落札方式によって本店所在地等に加点する案件、参加要件に該当する県内事業者が少ない場合等、競争性、公平性の確保が難しい案件、履行可能な県内事業者が少ない場合等競争性、公平性の確保が難しい案件、あとは前各号に掲げるもののほかに、予算執行者が地域要件を付することが適当でないとする案件を列挙しております。

この列挙につきましては、先ほどの調査で、県外事業者の受注実績のあった案件については、こちらで予算執行者の判断によりまして適用しない案件となるのではないかと考えております。

また1の1項のただし書きにつきましては、実態調査の中で既に県内に本店を有していること、あるいは履行場所の存在する4ブロック、東信地域、南信地域、中信または北信の地域に本店を有していることと、より狭い地域要件の設定をしていた案件がありましたので、実態に応じて予算執行者の判断により、地域要件を付することができることとしたものです。

いずれにしても、県内事業者が実施可能な業務につきましては、公平性・競争性を確保した上で、なおかつ予算の範囲内で県内事業者に実施していただくというものでございます。

なお、入札に当たっての手続きとしましては、金額にかかわらず、必ず一般競争入札に付する場合には、選定委員会という組織に審議を付することとしております。要領と案件ごとの調書をご用意いたしました。「長野県建設工事請負人等選定委員会要領」が2枚、その後ろに「一般競争入札参加資格要件調書」があるかと思えます。

選定委員会では必ず競争入札に付する一つ一つの案件で、それぞれの要件を付した場合、営業所の所在地、入札参加に関する要件、配置予定技術者の要件、同種類似業務の業務実績を求める場合など、それぞれ要件を付した場合に最終的に何者該当する業者がいるか、競争性・公平性が確保されているかという確認を行っております。

今回の地域要件に関する設定方法は、現在、当該委員会に提出する調書を作成する前に、あらかじめ発注機関において検討している内容を明文化するというものです。今までも入札案件の1件1件、こうして競争性が十分に確保されているかどうかの確認をしておりますので、これからもそれが変わるものではないと考えております。

最後に、こちらの実施の導入の時期につきましては、平成29年4月と考えております。報告は以上です。よろしく申し上げます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。私、これをなかなか理解するのに時間がかかったのですが、まずこの4ページの資料3です。取組番号55で挙げられている「その他の契約」というものについて、今回の報告事項では業務委託、役務の提供、物件の借入というもの、これらについて、今まで地域要件が設定されていなかったので地域要件をつけましょうと、それで今日のご報告がなされたということなのですが。

後ろの取組方針の変更、そちらの資料をあけていただきますと、16ページの取組番号55番、形式上、今のご報告はこの55番のその他の契約について、今まで地域要件を設定していなかったけれども設定しましょうと、こういう報告ということになるのですが、取組番号49番を見ていただきますと、既に製造の請負及び物件の買入れにおきまして、一般競争入札や公募型見積合わせには地域要件をつけるということで動いてきているわけです。

そこに今のものをつけ加えた場合に、わざわざ両方に分けておくのがいいかということと事務局では検討していただいて、後でご審議いただく変更素案のほうでは、右側の49番のところにとただ今のもを込めた案になるということとあります。ちょっとそこに説明として齟齬といいますか理解が難しいところがありますが、最終的には49番のほうに吸収させるというご提案を含んだ説明というふうに受けとめて、およそ他にも地域要件をつけていない中でこれだけ地域要件をつけたらどうなのか、建設工事等でやってきたかが随分不安になったのですが、そういう趣旨のようでございます。

ということで、取組方針の変更素案での変更も含めてこの箇所に限ってはご意見をいただいて結構だと思いますが、報告事項とあわせて皆さんからご質問やご意見を承りたいと思います。

○吉野委員

49番で製造の請負及び物件の買入れ等については前から地域要件の設定があるということだったんですけども。この他の請負等についてもこういう地域要件の設定基準というのはあったのでしょうか、それが一つ。

それから今回の改定で、ちょっと頭で考えたんですけども、県外業者に安くてよいものを提供することが予測された場合に、別紙の基準で行くと、2の(4)(5)が該当すると考えてよろしいんですかということ、二つ教えてください。

○碓井会長

事務局、お願いいたします。

○事務局

取組方針の55番で、製造の請負、物件の買入れ及びその他の契約で地域要件等の設定方法について検討するという中身については、一般競争入札において、物件の買入れや印刷と同等の地域要件を設定できないかということで、検討して考えてまいりました。

地方自治法施行令でも地方公共団体については契約の性質、または目的によって事業所等の参加に関する要件を定めることができるという規定もございますので、競争性、

公平性が保たれて合理的に行うために必要であるというふうに判断できれば、この地域要件を設定してもいいというふうに考えてまいりました。

次のご質問につきましては、入札に関しては前年と同じようなものを発注する場合も多くございますので、前年の応札状況ですとか、同じようなものを見比べながら要件を設定しております。同等の発注をする場合について、昨年度の応札者の確認をし、県外事業者が安く入ってきているというものについて締め出すという考えはありません。

○吉野委員

県内業者に比べて非常に安くいいものが出てくる、そういうのが予測された場合はどうするのですか。

○事務局

ここにありますが清掃ですとか警備とか、いろいろ業務内容の幅が広いものですから、ケースバイケースだということです。

基本的にやはり、県内ではできないようなノウハウを持ったものについては、当然、県外も含めた中で地域要件なしということで今までもやっております。あと、ここにありますがリースもかなり台数が多いものについては、やはり納入可能かどうかといったことがありますので、その辺は県外のほうから入っているケースがございます。やはり案件ごとに判断をそれぞれしているところでございます。

○碓井会長

吉野委員のご質問との関係でいくと、この5ページの第2項、その4番では、参加要件に該当する県内事業者が少ない場合等、競争性、公平性の確保が難しい案件、これは少数ということですね。それから5番では、履行可能な県内事業者が少ない場合等、競争性、公平性の確保が難しい案件、これも今のようなケースでは質のいい悪いは別に、履行可能ということとはちょっと違うと。

そうすると、包括的にいうと「前各号に掲げるもののほか、予算執行者が」という6号ということですか、あるいは、よそに品質のいいものを提供できる事業者がいるという場合には、それを参加要件に組み入れてしまえば、おのずとそういう人たちしか加われないことになりますね。

どこかで拾えるというのが多分事務局の考えだということかと思いますが、どうですか。

○事務局

個々には、本当に幅が広い業態でございまして。

○碓井会長

ですから、頑なにそういう場合まで県内事業者に限定するつもりはないということは明らかだということですね。

○事務局

そうです、一般競争入札につきましては。そういう場合にはプロポーザルとかいろいろな方法ございますので、そういうものを採用してやっているというものでございます。

○湯本委員

これは基本的には概要の1番で書いてある県内中小業者の受注機会の確保が大前提なわけではないのですか。そこがまずあって、その上で今の専門性や云々というのがあるというふうに理解しているのですけれども。

基本的には県内中小企業業者の受注機会の確保、それがまず大前提で、参加される以上は当然、その後における契約の履行の確保のことは当然やっていただくことは必要なわけなので、よほどの専門性でなければ、一般的なものについては基本的には県内業者でやっていただくことを前提とすべきだと私は思いますけれども。

それともう1点、県内業者が少ない場合云々の競争性という部分からしたときに、ここで言っている、今までもいろいろケースがあると思うんですけれども、概ね何者だったらこの競争性が確保されるというふうになるんでしょうか。内規的なものが当然あると思うんですけれども、お願いします。

○事務局

先ほど、要件調書を作成し選定委員会にかけているものについて、昨年度の実績を見ましたところ、少ないもので20者、多いもので100者というものが実際ございます。10者から20者程度以上を目安に考えております。

○確井会長

先ほどの湯本委員のご発言なのですが、県民の皆さんの本音として、今、言われたように、目的が県内中小企業業者の受注機会の確保にあるということはよく理解できるのですが、最高裁判所の四国のほうの事件を扱ったもので、そういうことは違法だという国家賠償請求が認められた事件もあるわけです。

確かに受注機会の確保はあるのだけれども、それは合理的な理由があれば地域要件をつけてもいいというのが法律の建前なのですね。確かに国土交通省も通達を発して、中小企業の地域要件をつけるなど受注機会の確保に努めなさいと言っているけれども、それは例えば建設工事であれば、その事業所とその発注者との距離が近いこと、あるいは原材料の確保が円滑にできるといった理由があると。

ですから、説明としては、やはり、本当はそういう合理的な理由が必要なのですね。何が何でも県内事業者というのは少なくとも法律を体系的に見た場合には齟齬が生ずるような気はします。事務局、地方自治法施行令、ちょっと読んでみていただけませんか、該当の事業所所在地も要件としてつけることができるという部分を。

○事務局

「契約の性質、または目的により当該入札を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときは、当該入札に参加する者の事業所所在地に関する必要な資格を定め」となっています。

○確井会長

ですね。ということは、湯本委員の気持ちはわかるけれども、それだけで押されると我々契約審議会としてはストップをかけたくなるのです。そこは十分法律に合った仕組みをとらなければ、多くの場合、説明できると思うのです。だからそういう受注機会の確保ということも考えて、そういう可能な地域要件であればつけなさいという意味ですね。地域要件をつけられないものについても、ごり押しせよということとはできない、そういうふうにご理解をいただきたいのです。それがこの本日の報告の精神としてあらわれているかどうかということが問題だと思うのですが、これは小林委員にぜひ伺いたいのですが。

○小林委員

いや、私も正直言って知らなかったので、勉強しておきます。

○確井会長

他に何か、では野本委員。

○野本委員

4ページの3番の実績ですけれども、私の理解の確認から入らせていただきます。この表は契約件数及び金額、年度ごとの総額と右側に県外事業者の受注件数、金額がありますが、これは地域要件設定前ということでもよろしいですね。

それで、その下に、2つの表の下に注があるのですが、県外事業者が受注した案件は県内事業者では無理なところが多かったという理解でいいですか。

○事務局

はい。

○野本委員

そうしますと、この地域要件をつけてどのくらいの効果があるのか。例えば業務委託の27年度でいけば、13件で10億1,000万円という県外事業者の受注があるんですが、例えばその中でどれだけ県内事業者に受注が行くのか、何かそういったような、この要件をつけることによってどのくらいの影響が出るかというところは試算してありますか。

○事務局

基本的に影響は出ないと思っています。

○野本委員

はい、わかりました。

○碓井会長

他にどうでしょうか。

○堀越委員

5ページの第5のただし書きのところなのですが、先ほどご説明の中で、このただし書きについては予算執行者の判断によるというような説明を伺いました。

その予算執行者の判断によるということが具体的にどういったことなのか、それからどのようなケースでこの地域要件を付することができるのかというところのご説明をお願いしたいのですが。

○碓井会長

ご説明、お願いします。

○事務局

基本的な考えとしましては、先ほどの要件調書をつくる時に最終的には何者いるかという判断になりますので、狭める場合にも10者から20者程度確保されているべきものだ、と考えております。

それで実際にどういったもので、発注機関の管内に本店、支店を持っている者などを要件としていたものがあるかということ、点検業務とかで必ず何時間以内に来てもらわなければならない業務ですとか、緊急の場合にはすぐ対応してほしいというような点検業務、エレベータの点検、消防設備の点検といったようなもので、要件をつけていたものがありました。

○碓井会長

何かご発言はありますか、事務局、他に、よろしいですか。

○事務局

補足でございますが、実際問題として、今、説明しましたように緊急時の対応があるものは、実態として県内本店をより狭めてやっている実態がありますものですから、それをただし書きで定めたということでございます。

○堀越委員

先ほどのその予算執行者の判断というのはどういうことですか。

○事務局

入札に関しましてはそれぞれの予算執行者の名前で入札実施しておりますので、最終的には予算執行者の判断でということになります。

建設事務所の所長、地方事務所の所長の名前で入札を実施していただきますので、最終的にはそういった予算執行者の判断という形になります。

○碓井会長

はい。他にいかがでしょう。

○小澤委員

先ほど湯本委員がおっしゃった、地域の事業者に基本的に工事を発注するというのは私も大賛成というか、そうでなければいけないというような思いがありまして、今、碓井先生から四国の事例ということを知って初めて知ったのですけれども。

総合評価落札方式では本店所在地で加点という制度もあるのですが、この整合性というのはこの程度なら大丈夫というような見解になるのでしょうか。

○碓井会長

それは契約の性質上プラスだという評価だと思いますね。

○小澤委員

あまり四国の場合はごり押しなパターンだったから問題だったということでしょうか。

○碓井会長

総合評価の場合はそれで参加できないということではありませんからね。それに対して地域要件というのはおよそ参加できない、本社、支店、営業所等が、地域にないと参加できないので、0か100かの違いはあると思います。

○小澤委員

わかりました。いずれにしてもこの精神は地域の事業者になるべく発注するということですので、全体としても県産品の利用促進ということも一回議論したとおり、そのような方向にあるものですから、それはぜひ重視していただきたいと、このように思います。

○碓井会長

私はこの審議会の会長としては全体の意見をまとめるしかないのですが、個人的な意見はあまり強く言えないのですが。

法律学者としての立場からいきますと、例えば5ページの第5のところでは、「予算執行者は」の次に「契約の目的または性質に留意しつつ」というようなものを入れて、後は原案を生かすというふうなぐらいにしておかないと、何年か後に、最初の審議に加わっていた法律学者は誰だということが問題にされる事態を招くことが予測できるのですけれども、いかがでしょう。

小林委員どうですか、地方自治法施行令から考えて。

○小林委員

先ほどの「特に必要と認めるときは」という文言を加えるというのはいかがでしょうか。

○碓井会長

必要と認めるときになると、ちょっと厳し過ぎますよね。

○小林委員

この規定自体が、法律の規定と原則と例外が逆転しているので、この仕組みを変えないと、施行令の条文を意識すれば、原則と例外を逆に規定しなければいけなかったのではないですかという批判には、おそらく耐えられないかとは思いますが。

○碓井会長

吉野委員、何かいい案、名案はないですか。

○吉野委員

いや、実は思い出したのですけれども、この地域要件の設定については公正取引委員会も目を光らせているのですよね。ですから、その辺はよく考慮して慎重に扱っておかなければいけないなど、そういうふうに思っております。独占禁止法です。

○碓井会長

そうですね、取引制限になるのですよね。

というわけで、どうでしょうか。来年度からやるとすれば、今回決着をつけておかないと4月からできないですね。

野本委員、何かうまい案はないですか。

○野本委員

今まだちょっと、何もありません。

○碓井会長

本音はよくわかるのですけれどもね。

○事務局

ご意見をいただきましたので要領の作成にあたっては、検討させていただきたいと思っております。

○碓井会長

それでは、この案件は一応、事務局でも引き続き検討していただくということで今回はこういう案を作っているということのご報告は承ると。そして、十分、今日の議論の踏まえた検討を行い、最終的な導入に間に合わせるように努力をお願いしたいと、こう

いうことでよろしゅうございましょうか。

はい、どうもありがとうございました。

エ 建設工事等における入札事務手続きの見直しについて①②③

○確井会長

それでは、エの「建設工事等における入札事務手続きの見直しについて」、①、②、③がございしますが、これについて事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

6 ページをご覧ください。建設工事等における入札事務手続きの見直しについての①、入札における予定価格に対する疑義申立てについてでございます。

1 の現状と課題といたしまして、建設工事等の入札は年間約4,000件行っておりまして、積算ミスの防止に努めているところでございますが、昨年度、積算ミスによる入札中止は88件発生している状況でございます。

現在の入札事務の流れといたしまして、開札後に予定価格を公表いたしまして、落札候補者へ通知をいたします。その段階で積算ミスが確認された場合、原則といたしまして、これ以降の入札手続きを中止しています。落札候補者を取り消した上で改めて入札を行っております。積算ミスが確認されないまま本来の落札者以外の者と契約することのないように、応札者からの疑義を受け付ける仕組みが必要でございます。

2 の取組内容といたしまして、開札後、落札候補者への通知前に予定価格を公表いたしまして、入札参加者からの疑義申立てを受け付けるものでございます。

これによりまして積算ミスが確認された場合、原則としてこれ以降の入札手続きを中止しまして改めて入札を行います。ただし、積算ミスが公平な競争を妨げないと判断されまして、かつ、この誤りを修正した結果でも落札候補者が変わらない場合は、入札手続きを継続いたします。

7 ページをご覧ください。このフローは予定価格に対する疑義申立てに伴う受注希望型競争入札の事務手続きの標準例でございます。

初度の入札で予定価格が5,000万円未満の場合でございます。左側が改訂前でございます。公告から契約まで30日間の入札手続きとなっております。現行は公告後、積算内容に関する質問期間を設けまして、ここで積算ミスが発見された場合は原則として入札手続きを中止しております。

次に、手続きとしまして開札後予定価格を公表するとともに、落札候補者に対して候補者となった旨を通知しまして、資格等を審査の上、正式な落札者として決定しております。しかし現在、応札者の積算精度、能力は非常に高いため、予定価格の公表を受けまして応札者の積算額と相違があった場合、この期間の問い合わせによって積算ミスが確認されまして中止となっております。この場合、通知済みの落札候補者には取り消すことによって多大な迷惑をおかけしているところでございます。昨年度、積算ミスによる中止が88件と申しましたが、半数が開札前、半数が開札後の中止となっております。このため、右側にフローがございしますが、改訂内容は太枠の部分になりますが、予定価

格を公表後、正式な仕組みとして疑義申し立て期間を、予定価格の公表日を含めて3日間設けるものでございます。そして受発注者双方で確認いたしまして、落札候補者に通知書を発行するものでございます。

6ページに戻っていただきまして、3の改訂に伴う効果といたしましては、疑義申立てができるルール化に伴って入札の透明化が図れるとともに、契約の適正化が図られるものでございます。

4の実施時期といたしましては、平成29年4月からの公告案件に適用いたします。

続きまして、資料8ページをご覧ください。総合評価落札方式を含みます受注希望型競争入札での電子入札完全実施についてでございます。この取り組みは、次の入札回数の見直しについても昨年度、平成27年第3回長野県契約審議会におきまして審議いただいたものですが、周知期間を経ましてこの4月から、29年4月から実施する取り組みでございます。

受注希望型競争入札での電子入札完全実施については、国、県、建設業界が一体となって取り組んでいますCALS/ECという情報を共有する、有効活用する取り組みがございます。電子入札、電子納品、情報共有等、取り組みをさらに推進するために電子入札の完全実施を図ってまいります。

1の電子入札の利用状況といたしましては、平成27年度の電子入札による入札状況は、工事は概ね90%、委託は概ね100%の状況でございます。

2の取組内容といたしましては、総合評価落札方式を含めて受注希望型競争入札の実施要領に基づいて、工事及び委託業務の入札におきまして、現在の入札は電子入札と郵送入札の両方の入札書を受け付けする併用で行っておりますが、これを原則、電子入札のみとする取り組みでございます。

3の効果等といたしましては、電子入札と郵送入札との併用の入札がなくなりますので事務の作業内容が統一されることになりまして、受発注者の事務の負担は軽減され、さらにミスの抑制にもつながると考えます。

公告期間についても、郵送入札の郵送期間を考慮する必要がなくなりますので、5,000万円未満の入札におきましては、入札手続きが3日程度短縮されます。

4の実施時期といたしましては、平成29年4月の公告案件から実施いたします。

5のその他といたしまして、C、D、E級企業を対象としています参加希望型競争入札では引き続き郵送による入札を実施いたします。

資料9ページをご覧ください。③になりますが、総合評価落札方式を除きます受注希望型競争入札への入札回数の見直しについてでございます。この取り組みも昨年度、27年第3回長野県契約審議会におきまして審議いただきまして、この4月から実施する取り組みでございます。

入札回数を2回を限度とすることによりまして発注事務の負担軽減、公告期間の短縮、応札者の技術者等の拘束期間の削減を図るとともに、不調案件の削減を目指す取り組みでございます。

1の現状といたしましては、受注希望型競争入札の入札回数は1回のみでございます。不調の場合は再度の公告となりますので、発注者は同様の事務手続きを再び行うこととなります。応札者にとっては、入札事務の長期化によって、技術者や下請業者をこの間

拘束することなど課題になっております。表に記載のとおり、予定価格超過及び失格基準価格未滿の応札による不調の件数が増加の傾向になっております。

2の取組内容といたしましては、現状の課題を解消するために、入札回数を2回を限度といたしまして、1回目の入札が不調の場合は、電子入札システムにより引き続き2回目の入札を行うものでございます。

3の効果といたしまして不調件数の削減、公告期間の短縮、事務負担の軽減、技術者等の拘束期間の長期化の削減が図られます。

予定価格が5,000万円未滿の工事と、あと見積もり期間でこの規模と同等の見積期間をとります委託全案件におきまして5日から7日、あと予定価格5,000万円以上の工事では、11日から13日程度の事務手続き期間の短縮が図られます。

4の実施時期といたしましては、平成29年4月の公告案件から実施いたします。以上でございます。

○確井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○吉野委員

ここには①、②、③と3つありますけれども、①から始めてよろしいですか。

予定価格に対する疑義申立てですが、これは長野県は初めてですかというのが一つ。あと三つぐらいありますけれども、一つずつ。

○事務局

長野県でこれをやるのは初めてです。

○吉野委員

他の県ではやっておりますね。

○事務局

他県では、神奈川、山梨、福島で行っております。

○吉野委員

神奈川等3県でやっている。

○事務局

はい、確認しているところでは、神奈川、山梨、福島です。

○吉野委員

では2点目、27年度の積算ミスによる入札中止はかなり多かったということですが、その前はどうかだったのですか、27年度が一番多かったのですか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

積算ミスによる入札ミスは88件と申しましたが、積算ミス以外のも含めまして27年度が109件、26年度が119件です。

○碓井会長

前年度の積算ミスはどのぐらいですか。

○吉野委員

27年度が88件ということですね。その前がどうかということです。

○事務局

すみません、26年度、細かい数字、持っておりませんが、ほぼ横ばいの状況だと思います。

○吉野委員

ではわかりました。それです、本来、こういう積算ミスについてはなくすための対策を実施するのが基本だと思うのです、それはどうなっているのですか。その疑義に対する不服申し立ての制度ではなくて、本来は積算ミスをなくさなければいけない、そのための基本方策を考えなければいけないと思いますけれども、いかがですか。

○事務局

おっしゃるとおりでございます、私どもまず積算ミスを減らす努力は、当然ながらしてございます。具体的に言いますと、入札中止につながるような積算ミスについては、職員間でどういうケースでそういうことに至ったかを情報共有することなどによって、それから今年は実は昨年度よりも若干ペースが多い状況でございます、こういった制度にすると踏み切ったのは、実はそういう背景があるんですが、そういった事態を受けまして、現地の機関とも積算の担当をしている、まさに担当者を集めまして、積算ミス防止について具体的にこういうことをしなさいというような、そういう指導をやっております。

ただし、どうしてもヒューマンエラーはゼロにはできないということも事実かとは思っています。

○碓井会長

今のヒューマンエラーについてなのですが。例えばダブルチェックは当然やっておられるのですか。

○事務局

すみません、ダブルどころか、今、トリプルでやっております。

○確井会長

それでも起こる、なるほど。

○吉野委員

もう一つ。本来、予定価格というのは昔はマル秘だったはずなのです。ただ、今回見ていると、改訂前の予定価格は公表されていますし、今度はいわゆる開札をしてから落札者を決定するまでの間、異議申立てを許すということなのですが、以前よりも増して積算ミスがあるとすれば、予定価格が余計予測できる可能性が出てきますよね、その点はいかがですか。

○事務局

予定価格の公表は開札後です、開札前ではなくて開札後です。

○吉野委員

いや、わかるのです。だから開札後に疑義を出すということはどこが間違いかというのがわかるのでしょ、大体、推測できるでしょ。そうすると予定価格そのものが、落札者の決定をしないでもう一遍やろうとすると、大体推測できるのではないかということをお願いしているんです。

○事務局

再度公告入札を行う場合には、積算内容を変更いたします。

まず現在、企業の積算能力は非常に高いです。そして積算の内容というものは大分オープンとなっていますので、ほぼ100%に近い、予定価格に近いところで積算は可能という実態がございます。

それから、入札中止とする場合には設計書を組みかえてしまいますので、確かにどこにミスがあったというのは勉強になると思いますが、予定価格の積算が十分可能な状況なので、その辺はあまり差異が出ないと思います。

○確井会長

今の吉野委員のご発言ですけれども、いろいろ時期によって国土交通省の方針も変更になったりしているのですが、ある時期は事前公表が結構進行していましたね。ところが最近の国土交通省の通知では、そういうところも事後公表にしろというふうになってきて、この場面について申しますと、必ずしも再度公告入札をやるということにならないわけですね。その点を確認しておきたいのです。今、吉野委員は、再度公告入札を意識された。そうなるとは限らないわけでしょう、疑義申立てがあったとしても。

○事務局

この説明資料の中でも、積算ミスが公平な競争を妨げないと判断され、かつ誤りを修正した結果でも落札者が変わらない場合とございますが。例えばですけれども、企業は応札時には発注者の金抜設計書、これで積算いたしますけれども、例えばここで言う数量を発注者が間違えた場合、その場合には応札者全員が間違えるという状況になりますので、ケースバイケースになりますけれども、そういった場合には契約を続行ということをご可能としております。

○堀越委員

この疑義申立ての件なのですけれども、このために3日間、日程を延ばす必要性というのがどこにあるのか教えていただきたいのですが、藏谷委員はどういうふうに感じていらっしゃるかなのですけれども。

大体、電子入札まで2週間ぐらいかかるのですか。その後、県のほうの手にわたるのでしょうかけれども、その3日間という根拠、これが今のスピード時代において、これだけの日数を延ばす必要性があるのかどうなのか。

②の電子入札完全実施によれば、入札手続が3日間も短縮できますということで説明を受けているにもかかわらず、そこら辺の整合性はどうか、藏谷委員、お願いします。

○碓井会長

堀越委員の指名ですが、藏谷委員、発言を。

○藏谷委員

平成21年度は当社とかかわる応札案件でも積算ミスが3つありました。そのうちの2つは中止になりました。もう一つは、既に契約になってしまったのでということで終わりです。そういう案件もありました。

今日、数字を見て結構多いなというのは感じましたけれども、ヒューマンエラーというのも人間ですからわかります。私は大変ありがたい制度だと思います。今までは、こういうオフィシャルな制度がなかったものですから、基本的には電話です。電話の場合は誰が言ったかわからない場合があるんですよね。やっぱりその責任という問題になってくると非常に難しいので、メールかファックスということで、はっきりその疑義申立ての人の身分もしっかりしていくということで、かなり真実性があろうかと思えます。

堀越委員おっしゃるように、私も3日というのはいかなものかなと思ったのだけれども、公表日を含めて3日ということですから、1日多いのかなという気もしないでもないのです。大体、感じる人はすぐ感じますから、1日、2日でOKかなと思いますが、やさしくしてくれたのかなと思います。

○碓井会長

事務局、何かご発言ありますか。

○事務局

この3日というところは実は悩んだところございまして、ただでさえ入札手続きに時間がかかるというご指摘をいただいている中で、さらに約1割延ばすということですので苦渋の判断ではございます。ただし、この3日の見返りとなるものは、誤った積算のまま本来とは違う方と契約してしまうという最悪の事態を防ぐためには、リスク回避という観点で変えられない3日間だと思っています。

これ、仮に2日とした場合、ご担当者が不在のゆえに気がつかなかったということが往々にしてあるわけございまして、事務方で悩み悩んだ末にしぼり出したのがこの3日でございますので、この3日で理解いただければと思っております。

○碓井会長

他に、では小林委員どうぞ。

○小林委員

私、実務をよくわかっていないので、この予定価格の公表というのは内訳が公表されているということなのですか、それとも価格自体だけなのですか、その辺は。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

予定価格の総額です。

○小林委員

総額が公表になっただけで、どこかに積算ミスがあったということが企業は気づけるけれども発注者は気づけないということになるのですか。

いや、だからどういうサンクション (sanction) が働いて、これはちょっと予定価格がおかしいぞということが企業にわかるというのか、いやそれこそ本当に、全部積算に係る資料は認識上わかっているからという実態があるなら何か理解できるのですけれども、その辺どういうサンクションでわかるのか、入札参加者が真剣に考えているからわかるということだと思えるのですけれども、その辺のメカニズムを教えていただければと思うのです。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

実際に応札の状況を見ておきますと、工事で言いますと大体2割ぐらいは失格基準上限の価格にジャストで入れる。ということは、少なくとも全体の2割が県の予定価格を正確に積算しているということです。

少なくとも2者は正解がわかっている。だから県の積算が違えば必ず指摘してくると、そういうことになります。

○碓井会長

湯本委員、ありますか。

○湯本委員

1点だけ。取組内容の一番上に「開札後、落札候補者通知前に予定価格を公表し、入札参加者から」となっていて、これは無用な混乱を生じさせないためだと思うのですけれども。

公告時点においては誰もが質問できるわけですよね。予定価格の公表後においてはあくまでも入札参加者にこだわっている部分については多分、あまり疑義申立てをいっばい言われても困るのかなということかと思いますが、権利としてあるのかどうかというのはちょっとわからないのですけれども、入札者に限定する理由というのは何か考えはあるのでしょうか。

○碓井会長

これは事務局をお願いします。

○事務局

入札書が入るまでは、当然ながら入札参加資格がある方、すべからず質問は受け付けます。この段階では、先ほどお話しましたように開札後ということになりますので、応札されていない方、要は受注意欲のない方まで相手にする必要はないと、単純にそういう判断です。

○碓井会長

はい、よろしゅうございますか。他にいかがでしょう、①、②、③で。

○奥原委員

今の質問に関連してですけれども、その疑義の申立てで入札に参加しなかった業者が、そのミスの内容について該当したから、例えばですけれども、そういった重機が用意できなかったといった場合の問題があったときに、入札しなかった業者、そこで手を挙げなかったわけですけれども。そのミスが発覚したことで、いや、それだったらうちも入れたということはないのでしょうか。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

資料の中でフローのほうでございますが、まず、公告してから開札までに、この中で

4日以上の質問受付がございます。これの中で、一般的には積算内容でわからない部分ですとかそういったところの確認がありますので、応札の意欲ある方はここでの質問・回答、そしてその結果を受けて応札するかしないかというのは企業の判断になると思いますが。

○碓井会長

他にいかがでございましょうか。

○堀越委員

先ほど質問させていただいた内容の確認なのですが、疑義申立てのその3日間が増えましたというのはいいのですが、その3日間も含めた中で、現行の30日の中で実施していくということは不可能なのでしょうか。

○事務局

今回は正式にこういうルールをつくるというものです。ただ現在も積算ミス等あった場合に、やはり実態としては電話照会等もあります。実態として開札後、3日に限らず5日、1週間延びるというのも実態でございます。何も無い場合から比べると3日間延びますが、現在もそういう実態があるという状況です。

30日よりプラス3日ということになります。

○碓井会長

小林委員、何か。

○小林委員

私もおそらく堀越さんと同じことをお聞きしたかったと思うのですが、3日間疑義申立てを受け付けて、積算ミスがわかりましたよね。わかったら、本来は正解のものに予定価格が変更されたという形にすれば、もう一度やる必要はない。

要するに本来、予定価格を110万円というところを100万円としてしまったら110万円に変更すればいいのだし、要するに間違いを直して当初からそういう予定価格であったとする、そもそも予定価格は公表されていないものですから、それをあてにして入札しているわけではない。客観的な状況に基づいて正解の入札があって、予定価格の設定が間違っているということがわかれば、最初から正しい予定価格が設定されているものとして予定価格を決めれば足りる。

そういう意味では、予定価格というものを最後まで絶対動かさないものではなくて、発注者の設定が誤っていた場合で、その内容が客観的、合理的に説明できるものについては、高かったもの、あるいは安かったものとしてその30日の当初の期間内で処理できる性格のものではないか、何も再入札させる手間ひまは無駄ではないですかということをおっしゃったんですが。

○碓井会長

それは先ほども私から質問した、再入札を必ずやるのですかという質問と関係しますね、どうぞ。

○事務局

今、委員言われたとおりに、入札を続行する場合、公平な競争を妨げない場合というのですが、この場合には契約後、変更によって対応します。

それから、先ほどの積算ミスの場合というものは、数量を間違えて誰もが間違えるという原因を言いましたけれども、金抜設計書の数量では幾つと出ておりました、他の条件明示書では違う数字を充てたとか、そういった場合には応札者によって価格を入れるのが変わってきます。それによって失格基準価格で算定から外れてしまう人というのが出まして、落札候補者が変わる可能性があります。ですから、そういった場合にはもう入札を中止という状況になります。

○碓井会長

その入札中止ということはもっと長期にかかるということですね、その案件は。

○小林委員

入札が中止となるのは、予定価格を間違えたというよりは、その予定価格の前提となる公表された内容が間違っている場合、積算を間違えたという意味がはっきりしないのですが、公表された工事内容の前提となる条件が変わった場合入札を中止するという、そういう趣旨なのですね。

公表された数字が変わったらそれは工事の内容が変わるわけですから、それは当然やり直していただかなければいけないけれども、公表された条件が変わらないような積算ミスもあろうかと思うので、そういうときまで再入札する必要はないのではないですかということです。

○碓井会長

はい、どうぞ。

○事務局

委員おっしゃるのは、予定価格が間違っていれば、それを修正した上でそれに基づいて失格基準を計算して、失格基準以上の最低価格の者と契約する場合、それも一つの方法としては検討いたします。

ただ、その場合に、実は予定価格を出す段階では、誰が応札したか、当然ながら幾らで応札したかというのは公表いたしません。ですので、誰が入札に参加しているかはわからないんですが、少なくとも自分わかります。それで予定価格が公表されたときに、自分がそれでとれないのであれば無用な疑義申立てをする可能性もあるということを考えますと、一つの縛りとして修正前の、公表した予定価格、それを修正した額、いずれでも落札候補者が変わらない場合という限定をつけないと、恣意的な疑義申立ての可能

性があるおそれがあるということを考えて、本当は委員がおっしゃるようにやれば、より入札手続きがスムーズに進むわけなんです、さすがにそこまでは踏み切れなかったと、そういうことです。

○小林委員

いや、私の言葉で今のお話を整理すると、無用な申立てなら無視すればいい。条件は変わらないわけですよ。それで、疑義申立てをして間違いがわかりました。間違いがわかった金額で落とすつもりがないのに疑義を申立てした人については、排除したいという、そういう趣旨なのですか。そんなことまで考える必要はないのではないですか。疑義申立てをして正しい予定価格がわかった。でも疑義申立てをして正しい予定価格がわかったということは、その人は正確な認識に基づいて入札しているわけですよ。おそらく自分の計算が正しいと思って疑義申立てをして、そのとおりでしたと。

一方、発注者は予定価格の設定の前提となる数字の計算を間違えていたから訂正するので、自分が認識できないようなことを前提に予定価格の誤りを判断する立場にないので、自分の知らない情報までを考慮して予定価格を変える必要はないと言いかえてはいけないのですか。

予定価格はあくまで最低の価格で契約するためのある種の便宜なので、そんなぴったりに積算するほどの意味がある制度ではない。発注者が客観的に間違えたものは訂正するというそれだけでいいのではないか、本来あるべき予定価格が幾らかというのを計算できないような予定価格では困るので、その微に入り細にわたるというか、実際の施工の前提としての予定価格ではなくて、発注者が考えた予定価格だけで十分、自分が間違えたならそれを間違いがなかったものとして修正するだけの話でしょうということを申し上げたつもりなのですけれども、どこか違っていませんか。

○碓井会長

多分、小林委員のご指摘は、受注希望者にわかっていなければならない情報が間違っていたときは参加するかどうかの判断にも影響する、しかし、予定価格というのはそもそも事前には何も知らせていないのだから、その契約にこういう金額でいいという判断で応札しているのだから中止する必要はないのではないか、そういうご趣旨ですよ。

事務局、もう一度、極めて単純なご質問。

○事務局

まず大前提として、こちらが入札の際にお示しした情報に訂正が必要な場合については、それは入札は中止させていただくと。

○碓井会長

そうですね。

○事務局

それが大前提です。もう1点、先ほどの話になるのですけれども、この額でできるか

らという形で応札してきてくださっているのは確かでございます。

その一方で、こちらの予定価格というのをまず、それはあらかじめ定める金額ですので、開札の前にはもう、開札が終わった後には変えられるものではないという認識、それぐらい神聖なものだと思っていますので、それに変更が生じるだけで基本的には、本来は中止すべきところ。ただ、それが要するに公共の目的物をつくる遅延にもつながりますし、また応札者の皆さんにもまたご迷惑をかけるものですから、可能な範囲で入札を続行する道を探すのが、この制度でございます。

予定価格の積算ミスがあって、それを修正した額で全てをやるということにつきましては、ある意味、まだこれは今後の検討とさせていただきたいと思います。ただ、今回の制度は神奈川県の実例を参考にさせていただいておまして、落札候補者が変わらない場合という限定をつける形でまずスタートさせていただければと思っています。

○確井会長

はい。失格基準ですか、それが動いてしまうような場合は別だと、こういうことですね。それは中止になるのですね。

○事務局

契約する相手方が、修正前と修正後で変わる場合は入札は中止させていただくと。

○確井会長

中止ということですね。今の限定つきということでご理解いただけましたでしょうか。よろしゅうございますか。どうも皆様、熱心なご議論ありがとうございました。

オ 「契約後確認調査」の調査状況について

○確井会長

それではもう一つ、オの「契約後確認調査の調査状況について」、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

資料5をご覧ください。前回の審議会でご意見をいただきました契約後確認調査の赤字の考え方について、前回の審議会の主な意見についての補足説明というか、補充説明をさせていただきます。

まず資料5にあります契約後確認調査の状況ですけれども、まず契約後確認調査の目的は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合に、発注工事において適正な履行の確保とその結果を確認するために調査を行うもので平成21年度から行っております。

調査の内容としましては、契約締結後10日以内と竣工時に積算内容や労務者の単価ですとか配置計画、手持ち資材の数量、購入資材の数量、単価、手持ち機械の台数や単価などの書類を提出してもらって確認しております。

契約時と竣工時の内訳書によって、労務者の単価や配置計画による下請へのしわ寄せ

の有無ですとか、契約金額に対する実績額の確認を行っている状況です。

調査の基準はその資料の1の(1)にあります、予定価格が100万円～2億円の場合は、予定価格の90%未満で調査対象となります。ちなみにこのときの失格基準価格が87.5～92.5%の範囲にあります。予定価格が2億円を超えてWTOの案件の場合、24億7,000万円では予定価格の85%未満で調査対象となっております。

平成27年度の調査対象は、1の(2)にあります表にありますように全部で73件あります。全工事件数が1,789件でしたので、発生率は4.1%となっております。工種の中で一番大きいものが土木一式工事でありまして、29件ありました。表から、調査の対象は工事工種の全工事におきまして3,000万円未満、特に1,000万円未満の低価格帯で発生している状況にあります。

調査の対象となっている入札方式は、全73件のうち63件で受注希望型競争入札、総合評価落札方式ではなく、価格のみの競争となります。受注希望型競争入札が対象となっております。

土木一式における3,000万円未満の価格帯では幅広い企業の、幅広いランクの入札が可能となっておりますことも、調査対象が多くなっている一因だと思われます。

資料の2番といたしまして、調査対象工事の企業の一般管理費計上率と県積算上の計上率、参考として県積算上の計上率が50%をグラフにしたものをあらわしています。黒丸が工事価格に応じた企業の一般管理費の計上率をプロットしたものととなります。一般管理費の計上率とは、工事価格に対する一般管理費の割合を示したものであります。

資料の(参考)にありますように、公共工事の積算におきましては労務費、資材費などの工事目的物の施工に必要な直接工事費と、工事の現場の安全対策、現場事務所の営繕費などの施工に共通的に必要な共通仮設費、現場に常駐する技術者の給与、安全管理費などの工事を監視するために必要な経費の現場管理費、それと本支店の従業員の給与、役員報酬などの一般管理費を合計したものが公共工事の積算では工事費となっております。

(参考)の表の横にあります円グラフですが、県積算での予定価格が2,000万円の一般的な道路改良工事の工事費の割合を示したものとなっております、この場合は一般管理費は全体の15%を占める状況となっております。

調査対象となった73件のうち調査が完了した約60件では、県積算上の計上率が約16%に対しまして企業の実績の計上率は約9%と低く、約20件、全体の3分の1では、県積算上の50%未満となっている状況となっております。

一般管理費の県積算計上率は小規模な工事ほど高くなりますけれども、契約後確認調査の企業の実績の一般管理費計上率は、小規模な工事ほど県積算計上の50%を下回る割合が高くなっているということが見受けられます。

最後に、現行の契約後確認調査では、最終契約額と企業の実績額を比較して、実績額が契約額を上回った場合に赤字とし、労務者への不当なしわ寄せの有無と赤字の理由を確認しています。

前回、審議会で委員からいただきました企業の必要経費及び企業の利益となる一般管理費の計上率による赤字・黒字の考え方について、本支店の従業員の給与ですとか、福利厚生費等に充当する一般管理費が低い場合は、通年の会社経費等から適正な一般管理

費が得られているのかどうかという不透明な部分もございますけれども、個々の工事では現場の条件ですとか、調達資材の購入単価ですとか、企業の施工体制などによって経費は異なってまいりまして、契約後確認調査においては県積算の一般管理費に対する割合などから、一律その赤字というものを定義することは難しいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○藏谷委員

前回の要望といたしますか、質問事項、しっかりご報告いただきました。ありがとうございました。

私が言ったのは赤字ではないという表現をやめてくれとお願いをしたのです。赤字・黒字は今、説明のとおり、わかりやすいですね、その各工事では。大きな工事、小さな工事、いろいろな工事があります。それぞれの工事で一般管理費をどれだけ負担するのかというのはわからない。各企業でも按分されるのがいいのかどうかちょっとわかりません。まとめて幾らというのが本支店経費、一般管理費ですから。

私がお願いしたのは赤字とか黒字という表現ではなくて、一般管理費は多少なりとも計上できたという表現でいいのではないですかということです。そのほうが合っているでしょう。赤字・黒字とやっていることは違う。それをお願いしたのですよ。

今のお答え、うまくなったけれども、最後のまとめがしっかりまとまっていない。もう一度、言ってもらいたい。一般管理費は少なくとも0%以上は計上できましたという表現に変えていただきたい。これだけです、違いますか、私の言っていることは。

○碓井会長

事務局、何かコメントありますか。

○事務局

ご意見のとおりだと思います。

○藏谷委員

ありがとうございました。

○碓井会長

他に何かありますか、よろしゅうございますか。

カ 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果について

○碓井会長

それではもう一つ、残っていました。カの「会計局調査（公正入札調査委員会）の結果について」、事務局から、ご報告をお願いします。

○事務局

資料は11ページ、資料6をご覧ください。報告事項の6番目、最後の項目でございます。会計局調査の結果についてのご報告をいたします。

会計局調査、何を調査するかといいますと、端的にいきますと談合情報に関する調査になります。昨年度、本報告に該当する案件がなかったものですから、談合に関する情報に対する対応ということで、過去の制度、変遷からちょっと改めてご説明申し上げます。

長野県では、平成15年度に建設工事等及び建設工事等にかかる委託についての入札談合等に関する情報を把握した際に、どういう処理を行うかということを決めるため、建設工事等談合情報対応マニュアルというものを策定しました。同年度会計局に談合調査担当を組織しまして、事案が発生した場合の対応を行ってきたところでございます。

その後、マニュアルにつきましては必要な改定を行いつつ実施をしてきたところでございますが、平成27年度、長野県の契約に関する取組方針に基づきまして、建設工事以外の長野県の契約全てに対応するために、従来のマニュアルを見直しまして長野県談合情報対応要領というものを策定しまして、平成28年度から施行しているところでございます。

2番目の会計局調査といいますか、現行の談合情報対応要領における処理の流れというものを、ごくごく大つかみにお話します。

談合情報を察知しました発注機関は、その談合情報対応要領に基づきまして、その談合情報について調査をして、会計局調査の必要性を判断します。結果、会計局調査が必要と判断された場合に会計局で必要な調査を行いまして、結果について「公正入札調査委員会」で審議をします。

公正入札調査委員会といいますのは、メンバーとしまして、委員長が会計局長、メンバーとしましては当該発注機関の長、また当該発注機関の担当する会計センターの所長、会計局の契約・検査課長委員長が選任した委員で構成されます。

3番目でございます。昨年度は調査案件はなかったんですが、今年度これまでに会計局調査を実施した案件が2件ございました。実施時期につきましては、表組みの一番左に記載してございますが、昨年7月と11月の2件でございます。

発注機関につきましては記載のとおり、両方とも伊那建設事務所の案件でございました。業種としましては2件とも舗装工事となっております。

調査の概要でございますが、これは対応要領に定められた項目でございまして、入札経過書、また応札率分布表の分析、過去の同種入札結果との比較、また会計局調査としましては、入札参加者に対する個別の聞き取り調査等を実施しました。

調査結果になります。調査結果としましては、入札談合を疑う事実の確認はできません

んでした。2件ともそういった結論になっております。報告は以上です。

○碓井会長

はい、ただ今のご報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。それでは、これは承ったということにさせていただきます。

エ 建設工事等における入札事務手続きの見直しについて①② 追加意見

○碓井会長

済んだ案件ですが、資料4、6ページですね。これについて私からご提案なのですが、これは報告ということにはなっているのだけれども、直しが効くかもしれないということですね。

2の取組内容のところの2つ目の黒ポツ「これにより積算ミスが確認された場合、原則として以降の手続を中止する。」と3つ目の黒ポツ「ただし、積算ミスが公平な入札を妨げないと判断され、かつこの誤りを修正した結果でも落札候補者が変わらない場合は、入札手続きを継続する。」、これらを実質的には順番を変えればおわかりいただけるのではないかと。つまり黒ポツは2つだけにしまして、2つ目の黒ポツを、「これにより積算ミスが確認された場合は以下のように扱う」として、例えばその(1)を今の3つ目の黒ポツにある「ただし」というのを除いた「積算ミスが公平な競争を妨げないと判断され、かつこの誤りを修正した結果でも落札候補者が変わらない場合は、入札手続きを継続する。」とし、先に掲げ、(2)として「(1)以外の場合には以降の手続を中止する」と、こういうふうにすれば小林委員も納得されるのではないのでしょうか。

原則は、これ以降の手続きが中止になると見えるような書き方だと、基本的に中止になるのかと思ってしまいますからね。これであれば先ほどのご説明と矛盾しないわけでしょう。いかがでしょうか、そうすればすっきりすると思います。

○事務局

ご助言のとおり、訂正させていただきます。

○碓井会長

よろしく申し上げます。
湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

お願いなのですが、電子入札の関係で、IT社会が進んでいる中でこういう流れはしようがないというふうに思っているのですけれども。

数的に見たときにまだまだ、工事の部分については90%まで行っていますけれども、電子入札されていない業者さんがいらっしゃるということは事実というふうに受けとめていただいて、なぜ電子入札を工事業者さんができないのかという裏の部分は把握されているのかどうか、これは多分建築の入札参加資格の等級区分がD、E級の業者かなと

思うのです。その部分の業者さんというのは事業所でこういったIT社会における環境が十分整備されているのか、あるいはそれを操れる、人材という部分を含めてしっかりいらっしゃるのかどうかわかりませんが、これをやることによって、例えば入札機会を失ってしまうということがあってはならないというふうに思っています。電子入札の完全実施はこういう流れの中でやむを得ないことかもしれませんけれども、そういった部分のフォロー、何ができるのかちょっとわかりませんが、そういった中小の業者さんにもしっかり目を向けていただいて、入札機会が失われないようにぜひ対応をお願いしたいということです。

○碓井会長

では、ご意見を伺ったということで、どうもありがとうございました。

大変時間は過ぎてはいるのですが、今から5～6分休ませていただきまして、3時35分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

(休憩後)

(2) 審議事項

ア 取組方針の変更(素案)について

○碓井会長

それでは再開させていただきます。

審議事項のア、「取組方針の変更(素案)について」でございます。まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

12ページの資料7をお願いします。取組方針の変更(素案)についてでございます。

趣旨ですけれども、主には前回の取組方針変更をした後、今年度の審議会の中で入札参加資格申請における新客観点数の加点項目の見直しですとか、その他の部分についても、取組の状況が進んだことによりまして、今回、取組方針の変更素案を提案するものがございます。

今回、変更にあたっての考え方ですけれども、改正する取組としまして「○今後検討を進める取組から「□既に実施している取組」になった項目の反映。それと今、申しました入札参加資格の関係なども含めまして、これまでの検討により契約の種類や実施内容など取組が具体化したことを反映させる考え方でございます。平成29年4月1日を基準時点として、状況の整合を図りたいと考えております。

今後のスケジュールについては、今回、素案を提案させていただきまして、6月の審議会以案としてもう一度お示ししてご了解いただければ、取組方針の変更を公表していきたいというふうに考えております。

細かい内容につきましては次ページ以降、網掛けで記載してある項目が変更の部分でございます。網掛けセルでアンダーラインを引いてあるところが変更箇所です。

14ページをご覧ください。21番ですけれども、建設工事において、入札参加資格の経営事項審査の審査項目を除く審査項目、以下、審査項目という、工事成績評点、企業表彰、民間資格の有無、新技術登録及びISO9000シリーズの認証取得など品質管理に関する取組を評価するという表現を、「ISO9000シリーズの認証取得」につきましては今年度の審議会の審議の中で、経営審査事項と新客観点数との二重加点の解消というご提案をさせていただいて了承いただきましたので、「ISO9000シリーズ」に関する加点を削除することになりました。これを反映させまして、右側のほうに記載のと通りの表現で修正したいというふうに考えております。

下から2番目、28番ですけれども、これにつきましては、「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについて、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討するというところで、前半でご説明させていただきました資料2の複数年契約に対する取組が今まで警備・受付業務が主でしたが清掃業務まで追加されましたので、「清掃業務の対象」という表現を追加したいという変更です。

めくっていただきまして、15ページの真ん中、37番につきましても複数年契約の同じ取組ですので、ここでも「清掃業務を追加して対象としたい」という表現に変更します。

めくっていただきまして16ページの49番につきましては網掛けしてございまして、先ほど資料3でいろいろご意見いただきましたので少し検討したいということで、このアンダーラインの、「又はその他の契約において一般競争入札で地域要件を県内本店、支店または営業所とする」という部分については、今回保留ということでお願いします。

56番ですけれども、建設工事等において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の直営能力として、固定資産のうち「機械・運搬具」及び「工具器具・備品」の保有を評価する入札参加資格の取組につきまして、これも二重加点になるということで削除させていただいて、実態に合わせたいというふうに考えます。

めくっていただきまして17ページの77番、これも同じ考え方でして、入札参加資格の審査項目で、県内事業者のISO14000シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価するの部分を「ISO14000シリーズ」を削除しまして、それにかわる、加点対象となります「エコアクション21の認証登録」などという表現に変更させていただきたいということ。このエコアクション21というのは環境省のガイドラインで定められております環境配慮に関する取組ということで、表現を変更したいというものです。

最終の18ページは変更がございませんので、以上の5項目について変更をお願いしたいという提案でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。冒頭にご説明のありましたように、今日は変更素案という形でご提示をいただいております、変更案については次回に最終的にはお諮りになると、こういうことのようにございます。どうぞご質問やご意見を。

○吉野委員

5項目に関するものではないのですけれども、14ページの18番、それから17ページの76番については6月と9月の審議会で、3ページにあります資料2の上の表のと通りに

直されたはずなのですが、ここでは前のままになっておりますのでご訂正いただきたいと思えます。

○事務局

申しわけございません。修正不足です。

前回の審議会でご指摘いただきましたところが、古い資料を修正してましたので、申しわけございません。

○碓井会長

他にいかがでしょう。

○奥原委員

5項目ではないのですけれども、お願いといいますか質問です。社会保険の加入についてですけれども、取組番号73番で、県の契約において社会保険に加入していることを入札参加要件としていますけれども、国も社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインで、この平成29年4月から適切な保険に加入していることを確認できない作業員については現場入場を認めないとされています。つまり、この社会保険未加入者対策の発端が、法定福利費の事業主負担について元請けさんが下請さんに適正に払ってほしいということで、その不払いを解消するために標準見積書の活用等と呼ばれてきた過程があると思えます。社会保険の加入の指導強化と、それから標準見積書の普及の両輪で進めていかなければいけないと考えているわけですが、現状はようやく一次下請レベルで標準見積書の活用が始まったという段階と認識しています。前回もお願いしたので、二次下請以降への普及、それから周知徹底なども強化していただきたい。

それから標準見積書の提出を今、求めているところではありますが、提出が必要な現場に限定するとしてもその義務づけをお願いしたいのが一つ要望です。

あと、これに関して質問と要望で、元請企業や一次下請の中では適切な保険を協会けんぽと厚生年金の組み合わせしか認めていないという事業者さんがまだにいるようですので、その点も国のほうでは12月に団体や県に対して、下請における社会保険の加入の徹底に関する注意点を事務連絡として流しているわけですが、県のほうでもメールマガジンなどで改めて周知徹底していただきたいと思えます。

また、今、平成29年、30年の入札参加申請を受け付けていただいているところですので、そういった申請で多くの企業さんが目にする機会をいい機会と捉えて、広く周知徹底をしていただきたいと思えます。

○碓井会長

奥原委員のご発言について事務局で何かありますか。

これは、奥原委員、この取組内容自体とはちょっと、関わらないけれどもご意見として頂いた、そういうふうに理解していいですか。何かコメントはありますか、事務局。

○事務局

今、いただいたご意見、いっぱいお話がありましたので、確認しながら検討をしたいと思えます。

○碓井会長

どうぞ他にご質問やご意見を。

それでは、これは、次回は案として出されますので、本日以降、もしお気づきの点がありましたら、この網掛け以外のところも含めて、どうぞお気づきになったことがありましたら、途中でも結構ですから事務局にご連絡をいただければ、事務局で再検討していただけたと思えます。

ではこの案件は、先ほどの49番は別といたしまして、おおむねこの方向で変更案を作成していただくということでよろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

どうもありがとうございました。

イ 建設工事において、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の見直しについて

ウ 建設工事に係る委託において、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の試行について

○碓井会長

それでは次のイ、「建設工事において、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の見直しについて」と、ウ、「建設工事に係る委託において、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の試行について」、この2つにつきまして、同じ方向の取組ということですので、一括して事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

19ページ、資料8をご覧ください。(2) 審議事項イ、建設工事において、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の見直しについてでございます。

この取組につきましては、平成27年度第1回長野県契約審議会で審議いただいた取組番号67の事項となりまして、今回はその内容の見直しについてでございます。

まず1、現状と課題でございますが、建設業においては若手入職者の減少により技術者の高齢化が進行し、建設業者の施工能力の低下や品質確保への影響が懸念され、将来にわたり優秀な技術者の確保・育成が課題となっております。

2、取組内容でございますが、入札の際、価格点と価格以外点で落札者を決定する現行の総合評価落札方式においては、価格以外点の評価項目である技術者要件で、配置技術者の工事正式や表彰履歴等を評価していることから、実績のある技術者の配置が優先され、実績の少ない若手技術者は配置されにくい傾向となっております。

ここで建設工事における配置技術者について説明します、21ページをご覧ください。工場における配置技術者は、主に主任技術者と現場代理人であり、主任技術者は、1、建設業法において請負代金の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる技術者として、工事現場への配置が義務づけられています。

2、主任技術者の職務は担当する建設工事の施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事用資材等の品質管理、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理、道路管理等を行います。

3、主任技術者には、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、請負金額によって現場ごとに専任で配置する必要があります。

総合評価落札方式では、この主任技術者が価格以外点の技術者要件の評価対象となっており、企業は実績のあるベテラン技術者を配置します。

次に現場代理人は、1、公共工事請負契約約款で現場に配置することと定められており、2、現場代理人の職務は工事現場に常駐し、その運営、取り締まりの他、工事の施工及び契約関係事務を処理する請負者の代理人となります。

3、現場代理人は資格要件は不要となっており、請負金額により主任技術者と兼ねることができるとなっております。これを踏まえまして、19ページにお戻りください。

19ページに戻りまして、取組内容といたしましては、以下の取組により、若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置を容易にし、下のイメージ図のように実績のある現場代理人から若手技術者への指導により主任技術者として独立できるよう、実績を積みながら技術の継承を進めるとともに、若手技術者の活躍の場を確保するものです。

取組①でございますが、平成27年の第1回長野県契約審議会で審議いただき、平成27年10月の公告案件から取り組んでいる内容の見直しでございます。

前回審議の際は、主任技術者に実績の少ない若手技術者を配置する場合、別途配置する現場代理人の持つ実績、工事成績及び優良表彰で入札時の評価をすることとしていましたが、今回さらに現場代理人の持つ資格を加えることといたします。

現在までの取組ではこの資格を対象としていなかったことから、価格以外点全体で他の応札者と対等とならず、申請はするもなかなか受注に結びつかない状況にありました。この見直しにより、さらに若手技術者の主任技術者への配置を促すことといたします。

次に取組②でございますが、こちらは今回新たに追加する取組でございます。主任技術者に若手技術者を配置した場合、試行としまして価格以外点の技術者要件で0.25点加点することといたします。この試行により若手技術者の配置をさらに促し、高齢化が進む建設業において将来の担い手の確保、育成を図っていくものです。

ここで20ページをご覧ください。総合評価落札方式の建設工事を対象とした工事成績等簡易型における価格以外の評価項目を示す一覧表でございますが、左の評価項目、技術者要件の太枠で囲った算定基準のうち、先ほど説明しました取組①は、①の技術者資格の配置を評価する項目となり、40歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合は、現場代理人で評価できるとするものです。また、取組2は②となり試行箇所においては40歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合に0.25点加点とするものです。

19ページにお戻りいただきまして、最後に3、実施時期についてですが、取組①、②ともに平成29年4月以降の公告案件で実施することとし、うち取組②については約20カ

所で試行してまいります。

これで建設工事において若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の見直しについての説明は以上となりますが、委託業務においても同様の若手技術者の配置を評価する取組を考えておりまして、引き続き22ページ、資料9の建設工事に係る委託において、若手技術者の配置を評価する総合評価落札方式の試行についてを説明させていただきます。

(2) 審議事項ウ、建設工事に係る委託において、若手技術者評価する総合評価落札方式の試行についてでございます。こちらにつきましては、先ほど説明いたしました建設工事での若手技術者配置の評価を委託業務において試行するものでございます。

まず1、現状と課題でございますが、建設工事と同様に、委託業務においても若手入職者の減少により技術者の高齢化が進行し、調査設計技術力の低下や成果品等の品質確保への影響が懸念され、将来にわたり優秀な技術者の確保・育成が課題となっております。

2、取組内容でございますが、建設工事と同様に、入札の際、価格点と価格以外点で落札者を決定する総合評価落札方式においては、価格以外点の評価項目である管理技術者の業務成績や表彰履歴等を評価していくことから、現在実績のある技術者の配置が優先され、実績の少ない若手技術者は管理技術者に配置されにくい傾向となっております。

ここで25ページをお開きください。委託業務における配置技術者について説明いたしますと、委託業務における配置技術者は、建設工事の主任技術者に相当する管理技術者、建設工事の現場代理人に相当する担当技術者、委託業務の成果内容の照査を行う照査技術者となります。

今回、若手技術者の配置の対象となる管理技術者は、1、委託業務の管理及び統括等を行う建設工事に係る委託業務標準契約書の規定に基づき、受注者が定めた者を言います。この管理技術者は、総合評価落札方式の価格以外点の評価対象となっており、応札企業は発注者が求める有資格者であり、工事と同様に実績のある技術者を配置します。

次に担当技術者は、1、委託業務において管理技術者を補佐し、設計図書等に基づく各種業務を直接担当する受注者が定めた者を言い、2、委託業務内容が複数にわたる場合など、最大3名まで配置できる。3、他の委託業務との兼務は可能となっております。なお、担当技術者は資格についての規定がないため、資格、実績の少ない若手技術者は担当技術者として現場等の実務に配置される傾向にあります。

照査技術者については、本審議事項に関係ないため、説明は割愛させていただきます。

22ページにお戻りいただきまして、取組内容としましては、以下の取組により若手技術者（40歳未満）の管理技術者への配置を容易にし、下のイメージ図のように、実績のある担当技術者（補助管理技術者）から管理技術者となる若手技術者への指導により技術の継承を進めるとともに、若手技術者の活躍の場を確保するものとします。

取組①でございますが、実績の少ない若手技術者を管理技術者に配置した場合、別途配置する実績のある担当技術者（補助管理技術者）の持つ資格、実績、業務成績、優良表彰で入札時の評価をすることといたします。次に取組②でございますが、管理技術者に若手技術者を配置した場合、価格以外点の技術者要件で、0.25点加点することといたします。以上の2つの取組により、若手技術者の管理技術者への配置を促すことといたします。

ここで23ページをご覧ください。総合評価落札方式の委託業務を対象とした、技術者実績等簡易型における価格以外の評価項目を示す一覧表でございます。

評価項目、管理技術者等の太枠で囲った算定基準のうち、先ほど説明しました取組1に関しては実績の①と②、資格の①が該当し、40歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合は担当技術者（補助管理技術者）で評価できるとするものです。また、取組②に関しては実績の③となりまして、建設工事と同様に40歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合に0.25点加点とするものです。

ここで真ん中の手持ち業務量でございますが、40歳未満の技術者を配置した場合は、担当技術者（補助管理技術者）で評価するものと書いておりますが、これは補佐する担当技術者が複数業務の兼務によって形だけの配置とならないための減点処置となります。

ここで22ページにお戻りいただきまして、委託業務においては、さらに取組③としまして、総合評価落札方式のうち、技術提案をプレゼンテーションで実施する技術等提案型において、管理技術者に予定される若手技術者からの提案を評価することといたします。

ここで24ページをお開きください。こちらは取組③の技術等提案型における価格以外の評価項目を示す一覧表でございます。技術等提案型は業務実績等を評価する、先ほど技術者実績等簡易型の評価点、上の段になりますが、下方に太枠で示してあるプレゼンテーション内容にかかわる技術提案等評価点を加算して価格以外点とする方式で、価格以外点は両方をあわせまして、25から30点で設定されております。

太枠で囲っている技術提案等評価点でございますが、管理技術者として若手技術者を配置した場合、若手技術者がプレゼンテーションによる技術提案を行うこととします。技術提案の評価項目は5つ程度とし、若手技術者の配置にかかわる評価を2項目、残りは技術提案内容にかかわる評価項目とします。

若手技術者の配置にかかわる評価項目の一つが業務体制で、若手技術者を中心とした業務体制を整えている場合に評価、もう一つが、技術者の意欲等で、プレゼンテーションで当該両名の意欲を評価で評価加点をいたします。この取組により積極的な若手技術者の配置とともに、さらに技術提案という活躍の場を設け、若手技術者の技術提案内容等を業務への意欲として価格以外点として評価することとします。

22ページにお戻りいただきまして、3、実施時期についてでございますが、取組①から③について、平成29年4月以降の公告案件で試行することとしまして、取組③の技術等提案型については数カ所で試行することといたします。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見ありましたら。

○吉野委員

前に聞いたことがあるとは思いますが、ちょっと忘れてしまいましたのでお聞きしておきたいのですが、

20ページの表に選択とありますよね。これは誰がどういう手続きで決めるのですか。

ちょっとそれを忘れてしまいましたので、お聞きしたい。

○事務局

一覧表の選択の記載についてでございますが、こちらにつきましては総合評価落札方式の評価項目をあらわしている一覧表になりまして、各工事の内容によりまして、評価項目を選択できるという意味でございます。

○吉野委員

誰がどういう手続きで決めるのですか。

○事務局

発注者で設定をいたします。

○吉野委員

発注者で決められる。受注側としてはこちらのほうがいいという希望があるのではないですか、それはよろしいのですか。

○事務局

すみません、総合評価の評価項目につきましては、外部組織でございます学識経験者の総合評価技術委員会という組織を通して審議いただき、評価項目ですとか評価の配点等を決めて、その委員会で意見をいただいて発注する際に示しております。

○吉野委員

そういう意味なのですね。19ページで、優良表彰の申請はいずれか選択と書いてあったのでちょっと気になったのです。

○確井会長

19ページのどこでしょうか。

○吉野委員

図の完了時のところですか。完了時の評価として「優良表彰の申請はいずれか選択」と書いてあるので。

○事務局

こちらの19ページの優良表彰の申請につきましては、工事が完了いたしまして、実際若手技術者の主任技術者とベテランである現場代理人の2名がおりますけれども、その優良表彰するにはどちらかを選択するという意味でございます。優良表彰の申請をするのはどちらかのうち一人となります。

○吉野委員

ああ、そういう意味ですか、それは当然、受注者のほうが選択するのですね。優良表彰を誰が受けるかについては受注者のほうで選択をすると、そういうことでよろしいのですね。

○事務局

そうでございます。

○確井会長

他に何か、野本委員どうぞ。

○野本委員

技術者の呼称でいろいろ出てきて、ちょっと整理したいのですけれども。

まず建設工事ですが、21ページですか、主任技術者と現場代理人、こちらの管理の上下関係としては主任技術者が上ということによろしいですね。では25ページの管理技術者、担当技術者も同じように考えてよろしいですね。

そうしますと、19ページの図の中で若手を指導とありますが、現場代理人が主任技術者、若手を指導していく、管理レベルとしては上の人を指導するという、そんなイメージになりますか。

○事務局

すみません、先ほどの関係ですけれども、主任技術者と現場代理人は対等でありまして、今回の内容としますと現場代理人に現場の実績があり、資格も持っているベテランの技術者につきまして、まだ資格が1級とかの資格を持っていない実績の少ない若手の技術者を配置して、そして指導をするという位置関係でございます。

○野本委員

22ページのほうも同じ、こちらは明確な管理レベルの上下関係というのがあるのですか。

○事務局

こちらにつきまして、実質、委託業務のおきましては管理技術者が総括をしております、細かい委託業務の中でも幾つも業務がございますけれども、それを直接担当するのが担当技術者でございますので、基本的には管理技術者を補佐する立場になります。

○野本委員

では、ベテランが若手の上位初級の人を指導するような、補佐が指導するような形になるのですか。

○事務局

そうです。先ほどの建設工事と同じように担当技術者に資格を持って実績となる方、ベテランの技術者がつきまして、まだ実績の少ない若手の技術者が管理技術者として業務に携わり、そして担当指導者が指導をします。

○野本委員

実際に現場での上下関係人間関係がうまくできるのですか。

○碓井会長

藏谷委員、教えてください。

○藏谷委員

委託はわかりませんが、施工に関しては、今おっしゃったとおり、上下ではなくて、やっぱりイーブンです。現場によって違いますし、人によっても違いますので、若手で、もう資格を持っているのだけれども全く未経験の者もいますし、逆の場合もあります。現場代理人をやる人は、資格はないのだけれども経験は十分と。マネジメント、お金のほうは大体、現場代理人が預かりますから。現場代理人って何の代理人ですかというと社長の代理人ですから。そういった意味ではやはりマネジメントのことをやる統括、総括的な仕事は現場代理人です。現場によって多少違うのですけれども。

あまり主任だ、現場代理人だというのは、僕らは現場の中ではチームワークで動きまでするので、そういった固有名詞に関してはあまり左右されません。担当部署で同じチームでやるという。

○野本委員

どうもありがとうございました。

○碓井会長

どうもご説明ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○小澤委員

今のお話にちょっと似たような内容なのですが、20ページの太字の※①なのですけれども「40歳未満の技術者を配置した場合は、現場代理人で評価できる」ということなのですが。

現場代理人というのは、今、お話があった、やっぱり現場監督みたいな位置づけというふうに理解しているのですけれども。

○藏谷委員

現場の所長さんです。

○小澤委員

そうですね。それで、技術者を現場代理人で評価できるということについて、能力がない、現場の能力がない人を評価してもいいのかとも素朴に思うのですが、そんなあたりはどうでしょう。

○碓井会長

事務局、どうでしょう。

○事務局

この現場代理人を評価できる内容でございますけれども、主任技術者に資格が例えば2級土木施工管理技師、工事の実績が少ない若手技術者が配置される場合に、ベテランの現場代理人の持つ資格と実績等でかわりに評価するというものでございます。

○小澤委員

現場代理人を置かなくてもいいと意味じゃないのですか。

○藏谷委員

いや、そうじゃなくて、現場代理人、今までは実績だけつけたのですよ。1年間やってみただけでもそれほどこのシステムが有効と言えず、応募者が少ない、というのはやっぱり実績だけでは地域要件等々を含めるとなかなか逆転できない。そういうことでもう一つ資格、コンクリート技師とか、いろいろな資格をつけてそれも総合点の項目になっていますので、それを加えると地域要件含めて逆転する可能性が出てくるので、こうしたほうが若い人が活躍する場が増えるのではないかという、発注者の意向だと思えます。

○碓井会長

他にいかがでしょうか。

○奥原委員

23ページの委託業務の評価項目についてですけれども、過去15年間に同種業務実績があるということが必須ということになっていますけれども。

その若手の方を育てるということでいくと、業務実績がないとそもそもその若手の技術者の方が評価されないという制度ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○碓井会長

事務局、ご説明を。

○事務局

①のベテランの担当技術者で評価をするという内容になりますので、それで若手技術者が管理技術者につきましても評価をいたします。

すみません、※1が注釈でありまして、①も※、40歳未満（公告日時点）の技術者を配置した場合は、担当技術者で評価できるとしています。

○碓井会長

そのかわりにという大変ですが、人の実績等で評価すると、そういうことでしょう。

○事務局

そういう意味です。

○碓井会長

他にどうでしょう。

○小澤委員

もう一つ、ちょっと教えてもらいたかったのは24ページなのですが、若手の技術提案ということなのですが、1番の業務体制で、それを整えている場合に評価であるとか、5番の技術者の意欲等でプレゼンでの意欲を評価というものがあるのですが、これは具体的にどんな、客観的なもので評価できるのかということ具体的に教えていただければと思います。

○事務局

すみません、評価の基準については案件ごとに実際には設定しますので、イメージとしてお聞きいただければと思います。

この技術提案の場合であっても、ベテランの方が管理技術者として応募してプレゼンに参加することも可能としています。その場合に、例えば1番ですと、管理技術者がベテランだけでも若手を担当技術者につけますと言えば、3点満点がつかなくても多少の評価になる。逆に、管理技術者自体に若手をつけていく、そういう体制で臨むということになればほぼ満点がつくと、イメージとしてはそういう感じです。

あと5番のほうなんです、これはまさにプレゼンテーションで、その業務についてどのくらい理解していて、どのくらいやる気を持って臨もうとしているかという、ここを評価させていただくものでございますが、当然ながら若い方、若手技術者を配置してこの業務に臨むというパターンで、若手技術者自身が自分の言葉で熱く語っていただければ高い点がつくと、そういうイメージです。

○碓井会長

他に何かございますでしょうか。

○堀越委員

個人的な感想なのですが、確かにこの若手技術者を育てていく、あるいは以前にも審議いたしました、その女性技術者を育てていくということは大変大事なことであり、というふうには思っているのですが、これをこのような加点方式だけで解決し

ようとしているように私は感じています。

こういった加点方式ばかりでやっていくと、やはり大手のすごく地力のある企業はこういったことに対応でき、ますます充実した経営ができていくと思うのですが、では弱者はどうなっていくのかということを考えると、やはりそれをフォローする何かをこの審議会でも考えていかななくてはいけない部分なのかなと思っております。

○碓井会長

湯本委員、うなずいておられますが、補足で何かありますか。

○湯本委員

おっしゃるとおりだと思います。

○碓井会長

そうすると、こここのところでどうこうというのではなくて、つまり補う施策が必要だということでしょうか、今の堀越委員のご意見は。それは事務局も長期的に考えていただけののでしょうか、いいアイデアが生まれるかどうかはわかりませんが。

○湯本委員

自発的なものがやっぱり必要なんじゃないかなと思います。これは意見ですが。

○碓井会長

他にいかがでしょう。では私から細かいことですが、今の24ページの下の技術提案等評価点の5の技術者の意欲等ですが、先ほどからの議論からすると、若手という文字を5番の冒頭かどこかに入れないと、一般的な技術者の意欲等のように読めてしまうのですが、この表としてはそんなことはないですか。事務局、当然若手だということでしょうか。

5番は技術者の意欲等と書いてあるでしょう。それは今までの議論からすれば、若手技術者の意欲等でしょう、違いますか。

○事務局

ちょっと痛し痒しのところがありまして、プレゼンテーションできるのは、現行は管理技術者しかできないという仕組みがあつて。そうしますと、そこに若手技術者の意欲等を書くとならば若手技術者しか管理技術者につけられないという形になってしまつて、入札参加要件のほうになってきてしまいますので、なかなか書きにくかつたというのがあります。そこで5番のような表現にさせていただいたというところですが。

○碓井会長

でも意欲というのは若手技術者のものということではないのですか、何も若手でなくても意欲があれば評価すると読めないですか。

○事務局

それもあり得るという。

○碓井会長

そういう意味ですか。

○事務局

はい、そういった意味です。

○碓井会長

そういう意味ですか、なるほど。それはちょっと読めませんでした。先ほどからの説明では、他に何か。

それでは、これはおおむねというか多少ご意見はありましたけれども、これでよろしいということで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

どうもありがとうございました。何か他にございますでしょうか。

事務局のほうは何かありますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、時間が超過いたしましたけれども、予定しました議事は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、熱心にご審議をいただきましてありがとうございました。

それでは、事務局のほうに譲らせていただきます。

4 その他

○事務局

碓井会長さん、どうもありがとうございました。

それでは次第の4、その他でございます。まず事務局からでございますが、次回の契約審議会の開催についてでございますが、29年度に入ってから本年度と同様、6月に第1回の契約審議会を予定しています。準備が整い次第、日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

○藏谷委員

任期はどうなっているのでしょうか。

○事務局

任期は7月14日までです。他に委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようですので、本日は長時間にわたり大変ご熱心なご議論をいただき、誠にあり

ありがとうございました。

5 閉 会

○事務局

それでは以上をもちまして、平成28年度第4回長野県契約審議会を閉会いたします。
本日はどうもありがとうございました。